

制限付き一般競争入札公告の訂正について

下記の制限付き一般競争入札公告について、次のとおり訂正します。

令和8年8月12日

志賀町長 稲岡 健太郎

記

- 1 公告日 令和8年7月24日（志賀町公告第84号）
- 2 工事名 町道第1004号川淵通り線道路災害復旧工事（6災5176号）その1
- 3 訂正内容

2 入札参加資格に関する事項

（2）入札に参加する者に必要な条件に関する事項

【訂正前】

④ 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件をすべて満たす者を主任（監理）技術者として配置できること。

（ア）直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある者

（イ）1級土木施工管理技士等の資格または2級土木施工管理技士等の資格を有する者

ただし、本工事の請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は、請負代金額が9,000万円以上）となる場合は、直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある者を専任で配置すること。

なお、複数の技術者を配置予定の技術者として申請することができる。また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする事は差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止の措置を行うことがある。

【訂正後】

④ 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件をすべて満たす者を主任（監理）技術者として配置できること。

（ア）直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある者

（イ）1級土木施工管理技士等の資格または2級土木施工管理技士等の資格を有する者

ただし、本工事の請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は、請負代金額が9,000万円以上）となる場合は、直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある者を専任で配置すること。

なお、複数の技術者を配置予定の技術者として申請することができる。また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止の措置を行うことがある。

※この工事は「令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いについて」を適用し、工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」に定める基準に該当する場合、この工事を含む、二以上の工事の主任技術者として兼務することができるものとする。

なお、当該兼務については3（4）の承認が必要となる。